

住環境政策課



(船江町住宅外壁・屋上防水工事)

1-1 市営住宅管理戸数及び建設状況

住表-1-1

管理戸数(各年4月1日現在)

(単位:戸)

	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
公営住宅	4,844	4,813	4,849	4,805	4,800	4,743	4,824	5,443	5,442	5,390	5,374	5,409	5,365	5,365	5,365	5,364	5,364
改良住宅	768	768	768	768	768	768	768	768	768	768	768	768	768	768	768	768	767
第3種 特定公共 賃貸住宅	35	35	35	35	34	34	33	33	33	33	33	33	33	32	32	32	32
住宅計	5,647	5,616	5,652	5,608	5,602	5,545	5,625	6,244	6,243	6,191	6,175	6,210	6,166	6,165	6,165	6,164	6,163
店舗																	

建設着工戸数(各年度)

(単位:戸)

	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和5	令和6
公営住宅	34	52	54	16	71	20				39							
改良住宅																	
第3種 特定公共 賃貸住宅																	
住宅計	34	52	54	16	71	20				39							

1-2 市営住宅管理戸数(除却, 新設年度別内訳)

住表-1-2

区分	管理戸数 H28.4.1	平成28年度		管理戸数 H29.4.1	平成29年度		管理戸数 H30.4.1	平成30年度		管理戸数 H31.4.1	令和元年度		管理戸数 R2.4.1	令和2年度		管理戸数 R3.4.1	令和3年度		管理戸数 R4.4.1	令和4年度		管理戸数 R5.4.1	令和5年度		管理戸数 R6.4.1	令和6年度		管理戸数 R7.4.1	令和7年度	
		除去戸数	新設戸数		除去戸数	新設戸数		除去戸数	新設戸数		除去戸数	新設戸数		除去戸数	新設戸数		除去戸数	新設戸数		除去戸数	新設戸数		除去戸数	新設戸数		除去戸数	新設戸数		除去戸数	新設戸数
公 営	5,443	1		5,442	52		5,390			5,390	4	39	5,425	60		5,365			5,365			5,365			5,364	1		5,364		
改 良	768			768			768			768			768			768			768			768			768			767	1	
第3種	33			33			33			33			33			33	1		32			32			32			32		
特定公 共賃貸																														
合 計	6,244	1		6,243	52		6,191			6,191	4	39	6,226	60		6,166	1		6,165			6,165			6,164	1		6,163	1	
		天神町 公営1戸		栄町 公営2戸 松浜町 公営4戸 物見山第1 公営45戸 天神町 公営1戸						松浜町 公営4戸 吉町みなの 公営39戸			松浜町 公営4戸 日和山 公営40戸 松浜町 (寿楽園) 公営16戸			SH早川町 第3種1戸									栄町 公営1戸			西湊町通1/ 町 改良1戸		

2 市営住宅構造別及び目的別管理戸数一覧表

住表-2

令和7年4月1日

区 分	構 造							特定目的(再掲)				その他(再掲)			
	木 造	簡 平	簡 2	特 耐	中 耐	高 耐	計	高齢者向	母子向	下肢障がい者向	視覚障がい者向	高齢者同居向	大家族向	視覚障がい者向	LSA用
公 営 住 宅	313	201	94		3,475	1,281	5,364	87	24	47	7	47	51	6	
改 良 住 宅					676	91	767								
第 3 種	21		10		1		32						1		
特 定 公 共 賃 貸 住 宅															
合 計	334	201	104		4,152	1,372	6,163	87	24	47	7	47	52	6	

○ 特定目的

高齢者向: 石山(10戸)・古町みなと(シルバーハウジング)(10戸)・シルバーハウジング早川町(32戸)・亀田向陽(シルバーハウジング)(24戸)・小須戸大川前(シルバーハウジング)(11戸)

母子向: 宮浦(24戸)

下肢障がい者向: 藤見町第1(6戸)・藤見町第2(9戸)・中山(4戸)・川岸町(4戸)・関屋大川前(3戸)・窪田町(4戸)・古町みなと(2戸)・曾野木(7戸)・小須戸文京町(2戸)・新鯉潟(3戸)・小針第2(3戸)

視覚障がい者向: 稲荷町(5戸)・曾野木(2戸)

○ その他目的住宅

高齢者同居向: 大山台(5戸)・曾野木(42戸)

大家族向: 桃山町第1(1戸)・秋葉通(3戸)・藤見町第1(3戸)・船江町(6戸)・石山(13戸)・石山第1(4戸)・石山第2(21戸)・物見山(1戸)

視覚障がい者向: 藤見町第2(1戸)・西湊町通1ノ町(1戸)・窪田町(2戸)・曾野木(2戸)

○ 入居申し込み窓口

母子向住宅 → 各区役所健康福祉課(所管課: 子育て家庭課) … 宮浦24戸

障がい者(下肢・視覚)向住宅 → 各区役所健康福祉課(所管課: 障がい福祉課) … 60戸(特目54戸・その他6戸)

○ 第3種住宅

大家族向1戸(中耐-桃山町第1)・巻12区住宅ほか31戸(旧巻町)

3 市営住宅構造別一覧表

住表-3

令和7年4月1日現在

住宅名	公 営							改 良			特公賃	第 3 種					合 計
	木 造	簡 平	簡 2	特 耐	中 耐	高 耐	小 計	中 耐	高 耐	小 計	木造	木造	簡 2	中 耐	高 耐	小 計	
法花鳥屋					12		12										12
	2				150		152	120		120							272
	2				162		164	120		120							284
東区	桃山町第1				216		216	134		134				1		1	351
	桃山町第2				48		48										48
	秋葉通				165		165	100		100							265
	藤見町第1				36	166	202										202
	藤見町第2				147		147										147
	新藤見				120		120										120
	中山				50		50	190		190							240
	物見山第1	14					14										14
	物見山第2	7					7										7
	船江町					102		102									102
	石山					188	260	448									448
	平和台		149					149									149
	松島					24		24	53		53						77
	新石山					408	241	649									649
	大山台					15		15									15
	石山第1					140		140									140
石山第2					210		210									210	
(計)	21	149			1,869	667	2,706	477		477				1		1	3,184
中央区	川岸町					24	24										24
	日和山							79		79							79
	関屋大川前					75	75										75
	稲荷町					127	127										127
	二葉町					23	23										23
	二葉町第2					24	24										24
	西湊町通1ノ町						14		43	43							57
	西湊町通2ノ町								48	48							48
	窪田町					39		39									39
	古町みなと					39		39									39
	シルバーハウジング早川町						36	36									36
	汐見台		52	24		52		128									128
	宮浦						61	61									61
	明石						49	49									49
(計)		52	24		201	362	639	79	91	170							809
江南区	曾野木					799	152	951									951
	亀田東町	3					3										3
	亀田向陽						71	71									71
	亀田大月					36	36										36
	(計)	3				835	223	1061									1061

住宅名	公 営							改 良			特公賃	第 3 種					合 計
	木 造	簡 平	簡 2	特 耐	中 耐	高 耐	小 計	中 耐	高 耐	小 計	木造	木造	簡 2	中 耐	高 耐	小 計	
秋葉区	新津新栄町	24				104	128										128
	新金沢町	58					58										58
	新津田島	38					38										38
	中新田					27	27										27
	西島	26					26										26
	小須戸文京町	70		35			105										105
	小須戸本町					12	12										12
	小須戸大川前					17	17										17
(計)	216		35		160	411											411
南区	新鯨潟	48		27			75										75
	(計)	48		27			75										75
西区	寺尾第3			8			8										8
	大野藤山					53	53										53
	内野駅前						29										29
	小針第1					54	54										54
	小針第2					69	69										69
	小針					18	18										18
	小針ヶ丘					18	18										18
	小針西					36	36										36
(計)			8		248	29	285										285
西蒲区	巻12区											2				2	2
	巻13区第1											4				4	4
	巻13区第2												4			4	4
	巻13区第3											3	6			9	9
	赤鎗											5				5	5
	天神町	11					11									11	11
	前田											7				7	7
	巻1区	12					12									12	12
(計)	23					23					21	10			31	54	
総計	313	201	94		3,475	1,281	5,364	676	91	767		21	10	1	32	6,163	

建築行政課

1 確認申請

建行表-1

確認申請類別件数

(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建築物	3,691	4,016	3,516	3,163	3,509
工作物	78	61	64	65	64
建築設備	58	79	71	74	61
計	3,827	4,156	3,651	3,302	3,634

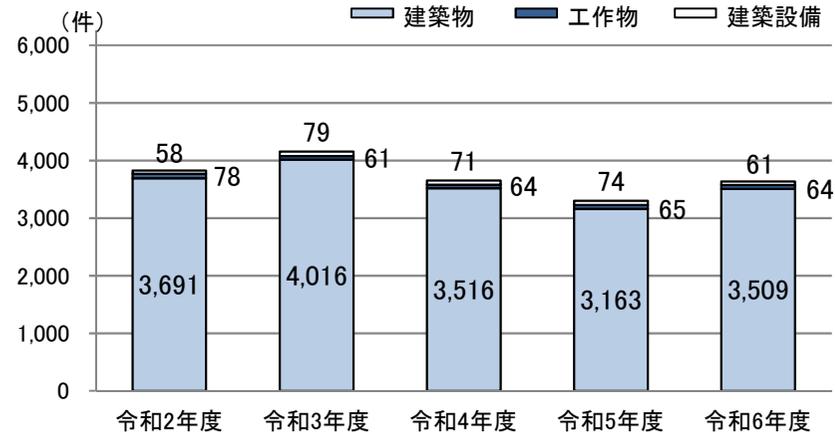
計画通知を除く

工作物:建築基準法第88条の煙突、広告塔、高架水槽、擁壁等の工作物

建築設備:建築基準法第87条の2第1項の昇降機及び建築設備

※昇降機及び建築設備は1基を1件とする。

確認申請類別件数グラフ



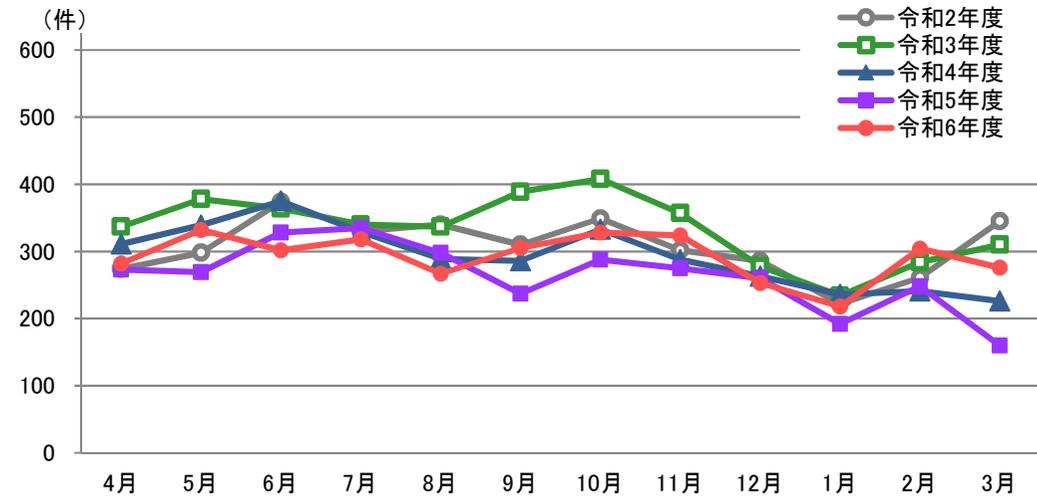
建行表-2

月別確認件数(建築物)

(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4月	274	337	311	273	282
5月	298	378	339	269	332
6月	374	364	375	328	302
7月	330	340	329	335	318
8月	340	337	289	298	267
9月	310	389	286	237	305
10月	349	408	333	288	328
11月	302	357	288	275	324
12月	286	278	263	260	253
1月	222	234	236	192	218
2月	261	284	241	248	304
3月	345	310	226	160	276
合計	3,691	4,016	3,516	3,163	3,509

月別確認件数グラフ(建築物)



建行表-3

法区分別月別確認件数

(単位:件)

	1号建築物			2号建築物			3号建築物			4号建築物		
	200㎡超の特殊建築物			木造の建築物で 3階建て以上または500㎡超など			木造以外の建築物で 2階建て以上または200㎡超			1～3号以外		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4月	6	4	11	2	3	4	28	19	21	275	247	246
5月	12	13	11	4	3	6	23	22	15	300	231	301
6月	12	10	16	4	4	4	30	20	11	329	294	271
7月	20	21	9	1	2	2	25	19	24	283	293	284
8月	14	13	11	6	3	2	12	11	13	257	271	241
9月	15	11	15	2	5	1	16	14	21	253	207	266
10月	26	7	14	3	4	3	9	27	15	295	250	296
11月	7	4	17	0	6	0	20	14	20	261	251	287
12月	9	3	11	6	2	1	21	15	21	227	240	220
1月	9	4	10	5	1	1	17	15	13	205	172	194
2月	13	8	16	1	1	0	9	13	13	218	226	275
3月	16	1	17	2	4	4	19	6	17	189	149	238
合計	159	99	158	36	38	28	229	195	204	3,092	2,831	3,119

建行表-4

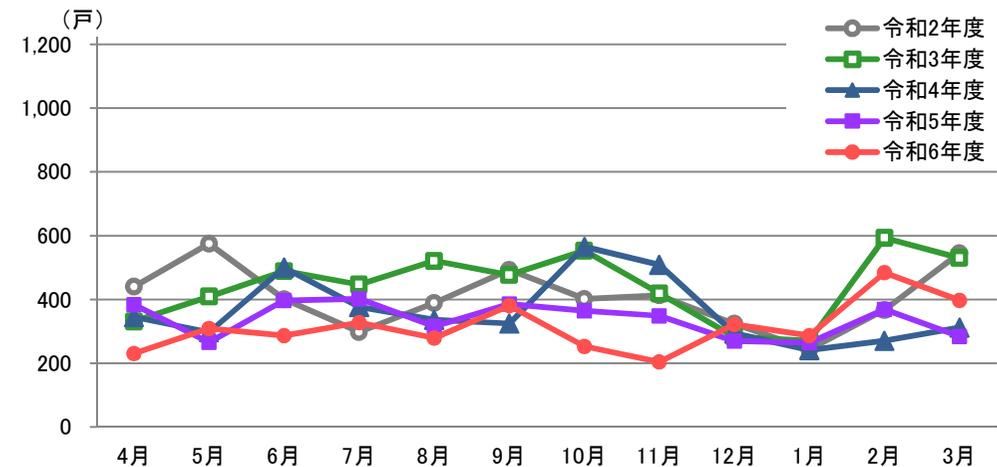
月別新設住宅着工戸数

(単位:戸)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4月	440	331	345	384	231
5月	575	409	297	265	309
6月	401	489	500	397	287
7月	298	447	377	402	327
8月	389	521	336	316	279
9月	493	477	325	386	381
10月	402	553	565	364	253
11月	413	419	509	349	204
12月	324	283	294	269	322
1月	243	271	241	264	287
2月	367	593	270	369	484
3月	545	530	312	284	397
合計	4,890	5,323	4,371	4,049	3,761

出典:新潟県建築統計月報

月別新設住宅着工戸数グラフ



2 建築関係法令に係る届出等

① 長期優良住宅の認定

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である長期優良住宅について、その建築及び維持保全に関する計画を認定する制度です。

② 建築物省エネ法の認定

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づき、省エネ性能の向上に資する全ての建築物の新築・増改築等を対象として、その計画が一定の誘導基準に適合している場合、性能向上計画認定を受けることができます。認定を受けると容積率特例等のメリットがあります。

③ 建築物省エネ法の届出（令和3年度から令和6年度まで）

建築物省エネ法に基づき、床面積が300㎡以上の建築物（住宅を含む）の新築・増改築を行う場合に届出が必要です。また、非住宅部分の床面積が2,000㎡以上の建築物の新築等を行う場合は、適合性判定を受ける必要があります。

④ 低炭素建築物の認定

建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための低炭素化に資する措置が講じられている、市街化区域内にある建築物を低炭素建築物として認定する制度です。

⑤ CASBEE新潟（新潟市建築環境総合性能評価制度）の届出

新築・増築・改築する床面積の合計が2,000㎡以上の建築物を建築する際に、建築主が環境性能を自己評価し、建築物環境配慮計画書として提出する必要があります。令和7年度からは任意の届出制度となります。

⑥ 新潟県福祉のまちづくり条例に基づく事前協議

新潟県福祉のまちづくり条例に基づき、特定公共的施設（多数の人が利用する施設で一定規模を超えるもの）を新設する場合には、事前協議を行う必要があります。

⑦ バリアフリー法に基づく認定

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、特定建築物（多数の人が利用する建築物）の建築等及び維持保全計画を認定する制度です。

⑧ 建設リサイクル法の届出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、対象となる建設工事の発注者及び自主施工者が行う分別解体等の計画等に関する届出です。

⑨ 中高層建築物の届出

中高層建築物の建築に伴う紛争等を予防し、良好な居住環境が確保されるよう、新潟市中高層建築物の建築に関する指導要綱に基づき、一定の高さ（建築物の高さが10mもしくは15m）を超える建築物を建築する場合に建築主等が行う届出です。

⑩ 共同住宅の届出

共同住宅の建築に伴う紛争等を未然に防止し、良好な居住環境が確保されるよう、新潟市共同住宅の建築に関する指導要綱に基づき、住戸の数が10戸以上の共同住宅を建築する場合、同一建築主又は所有者が一連の土地に2以上の共同住宅を建築する場合でその住戸の合計数が10戸以上となる場合に建築主等が行う届出です。

建行表-5

建築関係法令に係る届出等の件数

(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
長期優良住宅の認定	656	786	733	718	915	
建築物省エネ法の認定	14	107	10	22	13	
建築物省エネ法の 適合性判定・届出	適判	1	1	1	2	
	届出	156	94	78	57	56
	計	157	95	79	58	58
低炭素建築物の認定	62	107	71	14	16	
CASBEE新潟の届出	23	27	31	23	15	
福祉のまちづくり条例事前協議	85	72	69	54	58	
バリアフリー法に基づく認定	0	0	0	1	0	
建設リサイクル法	届出	2,018	2,085	1,981	2,044	1,967
	通知	661	655	639	619	953
中高層建築物の届出	40	22	19	16	13	
共同住宅の届出	43	44	41	33	37	

3 住宅・建築物耐震改修等補助制度

昭和56年以前に建築された住宅・建築物の耐震改修等に要した費用の一部を補助します。

建行表-6
制度概要

区分		補助額	
木造 戸建住宅	耐震設計(耐震診断含む)	費用の1/2以内かつ25万円を限度	
	耐震改修工事	高齢者等世帯 ^{※1}	費用の2/3以内かつ170万円を限度
		上記以外の世帯	費用の2/3以内かつ140万円を限度
	段階的 耐震改修工事	高齢者等世帯 ^{※1}	費用の2/3以内かつ①100万円②70万円を限度 ^{※3}
		上記以外	費用の2/3以内かつ①80万円②60万円を限度 ^{※3}
	耐震改修促進リフォーム工事 ^{※4}	費用の1/2以内かつ20万円を限度	
	除却工事 ^{※6}	費用の1/3以内かつ50万円を限度	
	耐震シェルター・防災ベッド設置 ^{※1}	費用の1/2以内かつ30万円を限度	
家具転倒防止工事 ^{※1,5}	4,000円～7,000円		
マンション	耐震診断	予備診断	費用の2/3以内かつ1棟あたり14万円を限度
		本診断	費用の2/3以内かつ1戸あたり3万円 (1棟あたり150万円)を限度
	耐震設計	費用の2/3以内	
	耐震改修工事	費用(50,200円/㎡限度)×1/3以内かつ1戸あたり50万円	
特定建築物	耐震診断	費用の2/3以内(上限額あり)	
	耐震設計	費用の2/3以内(上限額あり)	
	耐震改修工事	費用の23%以内(上限額あり)	
緊急輸送 道路沿道 建築物	耐震診断	費用の2/3以内(上限額あり)	
	耐震設計	費用の2/3以内(上限額あり)	
	耐震改修工事・除却工事	費用の2/3以内(上限額あり)	
危険ブロック塀等撤去工事		撤去費用等の1/2以内かつ15万円を限度	

※1) 高齢者等世帯: 高齢者のみの世帯・障がい者等居住世帯

高齢者: 65歳以上の方

障がい者等: 要介護認定者、要支援認定者、身体障害者手帳(1級・2級)交付者、療育手帳A交付者

※2) 自己負担額

※3) ①は段階的耐震改修工事の第1段階、②は第2段階を示す

※4) 市の制度を利用した耐震改修工事、段階的耐震改修工事、耐震シェルター・防災ベッド設置と同時に行うものとする

※5) 住宅の築年・構造・規模等の要件なし

※6) 高齢者等世帯もしくは非課税世帯

建行表-7
補助件数の推移

(単位: 件)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
木造 戸建住宅	耐震診断	78	70	98	108	237
	耐震設計	9	16	9	12	26
	耐震改修工事	10	7	10	8	9
	段階的耐震改修工事	1	1	0	0	2
	耐震改修促進リフォーム工事	11	8	10	8	18
	耐震シェルター・防災ベッド設置	0	0	0	0	8
	家具転倒防止工事	1	1	0	0	2
マンション	耐震診断	予備診断	0	0	0	0
		本診断	0	0	1	0
	耐震設計	0	0	0	1	0
	耐震改修工事	0	0	0	0	0
特定建築物	耐震診断	幼稚園・保育所	0	0	0	0
		診断義務付け建築物	0	0	0	1
		緊急輸送道路沿道建築物	0	0	0	1
	耐震設計	幼稚園・保育所	0	0	0	0
		診断義務付け建築物	0	0	0	0
		緊急輸送道路沿道建築物	0	0	0	0
	耐震改修工事	幼稚園・保育所	0	0	0	0
		診断義務付け建築物	1	0	0	0
		緊急輸送道路沿道建築物	0	0	0	0
	除却工事	緊急輸送道路沿道建築物	0	0	0	0
危険ブロック塀等撤去工事		96	110	130	147	0
被災ブロック塀等撤去工事(受付期間R6.2.13～3.31)		—	—	—	225	614

4 道路位置の指定

建築基準法第42条第1項第5号の規定により、土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法または土地区画整理法等によらないで築造する道について、特定行政庁（市長）からその位置の指定を受ける手続きです。

建行表-9

道路位置指定状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幅員4m以上～5m未満	本数(本)	4	6	3	4	4
	延長(m)	100.33	111.83	108.12	79.36	106.11
幅員5m以上～6m未満	本数(本)	6	7	2	8	1
	延長(m)	186.76	205.43	51.16	245.57	35.06
幅員6m以上	本数(本)	5	2	3	5	3
	延長(m)	184.03	35.70	76.33	99.31	86.94
計	本数(本)	15	15	8	17	8
	延長(m)	471.12	352.96	235.61	424.24	228.11

5 建築協定制度

建築協定制度は、建築基準法の規定に基づき、住宅地としての環境または商店街としての利便を高度に維持増進し、土地の環境を改善するために必要と認める場合、一定の区域を定め、建築物の敷地、構造、用途などの基準について協定を締結することができる制度です。

建行表-10

建築協定区域

令和7年4月1日時点

協定名称	目的	地名地番	協定区域の面積(m ²)	認可年月日	有効期間
石山団地商店街建築協定	商店街としての利便を高度に維持増進すること	東区石山団地666番3の一部	3,318	平成2年8月18日	10年間(自動更新)
小針川原地区建築協定	住宅地として良好な環境の維持、増進に資すること	西区小針1丁目242 外	26,277	平成12年7月13日	10年間(自動更新)
三菱瓦斯化学建築協定	工業用地としての利便を増進するとともに、隣接する住宅地との環境の維持保全を図ること	北区太夫浜字上浜山1382番地	178,784	平成29年6月23日	10年間(自動更新)
ルナグランデ新潟南建築協定	良好な居住環境の維持増進	江南区亀田大月3丁目1909番4 外	7,906	平成19年7月27日	10年間(自動更新)
サンクレーク新崎建築協定	良好な居住環境の維持増進	北区高森新田字三反割67番・67番1・80番1・90番	18,491	平成20年4月28日	10年間(自動更新)
古町通5番町地区まちなか再生建築物等整備事業の空地等に係る建築協定	良好な都市環境の維持増進	中央区古町通5番町612番他11筆、西堀前通5番町751番他11筆	3,109	平成25年3月29日	30年間
Dia Land建築協定	良好な居住環境の維持増進	中央区上所3丁目354番48 外99筆	27,661	令和3年10月11日	10年間(自動更新)
野きろの杜建築協定	良好な居住環境の維持増進	新潟市西蒲区和納字童子1358番2 ほか118筆	14,580	令和5年11月6日	10年間(自動更新)



白根カルチャーセンター外壁改修工事

建築保全課

1. 公共建築物保全適正化推進事業

市有施設の総延床面積は約270万㎡あり、その多くは昭和50年代に整備されたものです。そのため、建築後30年以上経過する施設の増大により、今後、改修・改築に係る多額の費用負担が見込まれます。

これに対応するため本市では、施設の長寿命化に向けた具体的な取組みを定めた「公共建築物長寿命化指針」に基づき、計画的な保全を進めています。

また、市有施設のうち学校や市営住宅などを除く施設については、「公共建築物保全適正化推進事業」として一元化した予算により、計画的かつ効率的な保全工事を実施することで施設の長寿命化を推進しています。

事業実施状況

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
工事	10施設 (17部位)	20施設 (28部位)	80施設 (108部位)	32施設 (40部位)	21施設 (28部位)	19施設 (38部位)	56施設 (77部位)	58施設 (91部位)	35施設 (54部位)	32施設 (42部位)

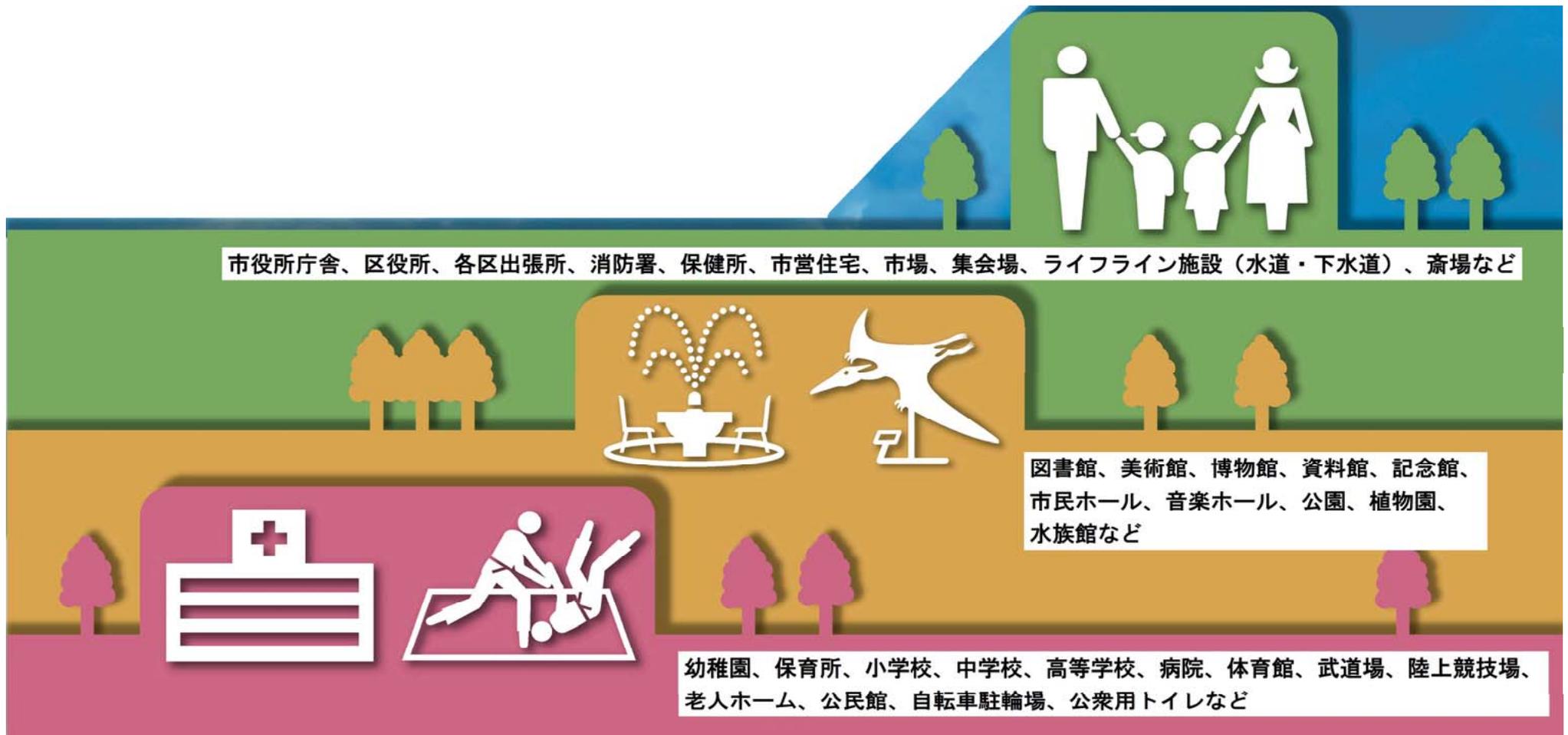
2. 公共建築物特定天井安全対策事業

特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある大規模空間の天井）を有する施設において、大規模な地震時に天井等の落下を防止することにより避難体制の確保と施設の機能維持を図り、災害に強いまちづくりを進めています。

事業実施状況

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
工法検討	2施設 (2室)	11施設 (13室)	4施設 (8室)	7施設 (10室)	—	2施設 (2室)	3施設 (8室)	1施設 (3室)	1施設 (1室)
実施設計		6施設 (8室)	6施設 (6室)	5施設 (8室)	4施設 (4室)	4施設 (7室)	2施設 (2室)	2施設 (2室)	2施設 (5室)
工事	—	2施設 (2室)	6施設 (8室)	5施設 (5室)	6施設 (9室)	4施設 (4室)	3施設 (4室)	3施設 (5室)	1施設 (1室)

公共建築課



3. 受託事業（公共建築課）

令和7年度 主な受託工事概要

施設区分及び施設名	工事内容	備考	施設区分及び施設名	工事内容	備考
〈一般行政施設等〉			〈公営住宅〉		
旧市役所分館	解体	R6～R7 継続	新藤見住宅C号棟	外壁・屋上防水改修	
旧市役所渡り廊下	解体	R7～R8 継続	新石山住宅えりか棟	外壁・屋上防水改修	
音楽文化会館	大規模改修	R6～R7 継続	シルバーハウジング早川町	外壁・屋上防水改修	
新潟市美術館	大規模改修	R6～R7 継続	内野駅前住宅	外壁・屋上防水改修	
旧第四銀行住吉町支店	防災・空調改修		新津新栄町住宅4号棟	外壁・屋上防水改修	
豊栄木崎野球場	トイレ新設		新津新栄町住宅5号棟	外壁・屋上防水改修	
中央卸売市場	照明改修(LED)、自火報設備改修		新石山住宅くちなし・しいのき棟	受水槽改修、解体(受水槽室)	
旧亀田地区公民館跡地	地中埋設物撤去		〈消防施設〉		
新潟ひまわりクラブ第1	校舎内改修		南消防署	大規模改修	R7～R8 継続
(仮称)新亀田清掃センター	焼却施設建替	R7～R12 継続	〈水道施設〉		
食肉センター	空調改修(解体室スポット空調)		水道局別館	空調改修	
巻斎場	改築	R7～R8 継続	水道管理センター	空調改修、照明・自火報改修	
新津B&G海洋センター、小須戸体育館	アスベスト除去				
市民病院	コジェネレーション設備更新 照明改修(LED)、誘導灯改修	R6～R8継続			

